

学校保健特別対策事業費補助金(感染症対策のためのマスク購入支援事業)Q&A

No.	質 問	回 答
1	対象品目の例示について、具体的にどの範囲まで対象になりうるか。	品目については示した通りである。保健衛生用品に該当する消耗品を考えている。設備や備品等については対象とならない。
2	別表の保健衛生用品の等にはどんなものが含まれるか。	(対象として考えられるものの例) 感染拡大防止のため活用する消耗品 ハンドソープ、マスク手作りキット、ペーパータオル、フェイスシールド、ビニールカーテン 等 (対象外と考えているものの例) 備品や設置が必要なもの、業者等に委託するもの サーモグラフィーなどの体温測定機器、空気清浄機、換気扇、業者による校内の消毒 等
3	学校設置者が管下の学校分を購入する場合は対象か。	対象となる。
4	学校が購入したのもでも対象となるか。	学校ごとに購入したのもでも、設置者の予算からの支出ということが確認できれば対象となる。
5	通信制高校も対象か。	対象となる。
6	追加の募集はあるか。	予定はしてないが、全ての申請書の提出を終えた時点で補助金の残高が多ければ、追加募集を検討する可能性はある。
7	購入は一回で行わなければいけないか。	交付決定額の範囲内であれば、年度内で分割して購入しても構わない。
8	事業実施計画書の「品目」欄はどのように記載すればいいか。	感染症対策のためのマスク等購入支援事業実施要領の別表に記載する「品目の記載例」を参考にしていきたい。
9	事業実施計画書の「数量」や「単価」は事業計画提出時の見込みで構わないか。	見込みで構わない。
10	教職員分も対象となるのか。	児童生徒数は、設置者ごとの上限を算出するための数字であり、各設置者において教職員のために購入する保健衛生用品も対象となる。
11	補助対象経費の上限額児童生徒あたり340円の根拠は。	補助金の予算22億円を対象となる全ての学校の児童生徒数で割った額が約170円であり、補助率が1/2であることから補助対象経費は一人当たり340円となる。
12	補助対象経費の上限額の算出に用いる児童生徒数はどの時点を基準とするか。	令和2年5月1日時点(学校基本調査)を基準とする。
13	執行のスケジュールはどのようになっているのか	執行の予定としては、以下のとおり考えております。 9月上旬:内示額の通知 10月上旬:交付申請書〆切 11月上旬:交付決定

学校保健特別対策事業費補助金(特別支援学校スクールバス感染症対策事業)Q&A

No.	質 問	回 答
1	運行のための添乗員の人件費は補助対象となるか。	運行にかかる経費であれば対象となる。
2	補助を受けるための基準(乗車率等)は設けられているのか	スクールバスの運行は学校設置者の判断で行われており、各地域での感染状況も様々であることから基準は設けていないが、他の感染症対策も講じながら適切に判断いただきたい。
3	バス内にアルコール消毒液を設置したり、飛沫防止の亚克力板を設置するための経費等は対象となるか	本補助事業の対象とはならない。消毒液等の購入に関しては、マスク等購入支援事業を活用いただきたい。
4	夏季休業中に授業日等を設け、バスの運行・増便が必要な場合、対象となるか	増便等の感染リスク低減にかかる分については対象となる。
5	今後、再度休業となった場合、バスが運行しなければその経費は対象外となるのか	再度の休業により、バスの運行がない場合、運転手や添乗員等が研修に参加するなど、何らかの勤務を行っている場合、その経費について対象とすることは差し支えない。
6	夏季休業中など、バスを運行・増便しなかった日が含まれる場合の取扱いについて	補助対象期間は取組を実施した日から「3か月」としており、その途中バスを運行・増便しなかった日が含まれていたとしても、実施した日から3か月までとなる。
7	学校ごとに取組の開始日が異なる場合の補助対象の期間について	補助事業者(学校設置者)が取組を実施した日から3か月としている。学校ごとで開始日が異なる場合、最初に取組を開始した日より3か月となる。
8	留意事項として「概ね夏季休業の開始までの間」とあるが、夏季休業明けは補助対象とならないのか	夏季休業明けであっても、補助対象期間の3か月以内であれば対象となりえる。
9	3ヶ月を超えて取組が必要な場合、補助の対象となるのか	まずは、現在の取組に対して補助をすることとしており、3ヶ月までが対象となる。その後、3ヶ月を超えて取組が必要な場合については、予算の範囲内で補助することとしている。
10	第2次補正予算案の拡充の考え方	第1次補正予算では、3ヶ月間の増便等を支援する経費を計上したところ。緊急事態宣言解除後も、3密を避けることが求められており、スクールバスの感染リスク低減の必要性が高まっていることから、第2次補正予算案では、3ヶ月を超えて取組を継続する場合の経費を計上したところ。
11	第2次補正予算案にスクールバスの拡充があるが、今後の手続きはどうなるのか	まずは、取組の実施から3ヶ月までを対象として交付決定の手続きを進める予定。その後、バスの増便等を継続する分について、変更交付決定により予算の範囲内で補助する予定。
12	執行のスケジュールはどのようになっているのか	執行の予定としては、以下のとおり考えております。 9月上旬:内示額の通知 10月上旬:交付申請書×切 11月上旬:交付決定

学校保健特別対策事業費補助金(修学旅行のキャンセル料等支援事業)Q&A

No.	質 問	回 答
1	対象となる修学旅行の実施時期は具体的にいつか。	令和2年3月2日～春季休業の開始日の前日までの間に出発を予定していた修学旅行が対象になります。
2	春季休業の時期は、地域などによって異なると思うが、その場合、対象期間はそれぞれで違いが出るということか。	春季休業の時期は、地域や学校によって異なりますので、補助対象となる期間の終期は、学校などによって違いが生じます。
3	対象期間に修学旅行の一部期間しか含まれていないが、その場合は対象になるか。	修学旅行の出発予定日が対象期間内であれば、終了予定日が対象期間外だとしても補助対象になります。
4	対象期間中の修学旅行ではあるが、政府からの学校一斉臨時休業の要請前に中止又は延期の決定を下した場合は、補助の対象になるか。	修学旅行の中止又は延期を決定した日は、補助要件には含まれないため、対象期間中の修学旅行であれば、学校の一斉臨時休業の要請前に中止又は延期を決定した場合も補助の対象になります。ただし、修学旅行の中止又は延期の理由が新型コロナウイルス感染症に関係するものではない場合は、補助の対象外になります。
5	対象となる修学旅行は具体的に何を指すのか。研修旅行や遠足などは含まれるのか。	学習指導要領の特別活動に位置づけられており、原則として学校、学年もしくは学級全員が参加し、かつ宿泊を伴うものが対象になります。また、修学旅行とは異なる名称で上記と同様の位置づけで実施している宿泊学習も補助対象になります。ただし、教育課程外の研修旅行や宿泊を伴わない遠足などは、対象外になります。
6	海外修学旅行は対象になるのか。	国内同様に海外の修学旅行も対象に含まれます。
7	補助要綱の事業趣旨の中に「学校設置者が負担した場合、その経費を補助する」とあるが、保護者が支払ったキャンセル料等は補助の対象にならないのか。	既に保護者が支払っていた場合においても補助対象になりますが、その場合、各学校設置者から、保護者に当該キャンセル料等を支出することが条件になります。
8	保護者の経済的負担軽減を図るために、学校設置者において、保護者の代わりにキャンセル料等を負担している場合は、補助の対象になるか。	学校設置者が保護者の代わりに支出した場合においても補助対象になります。
9	執行のスケジュールはどのようになっているのか。	執行の予定としては、以下のとおり考えております。 9月上旬:内示額の通知 10月上旬:交付申請書×切 11月上旬:交付決定
10	この補助金は、旅行事業者へ直接支出されるのか。	本事業の補助事業者は学校設置者となります。そのため、直接国から旅行事業者に対し、支出することはできません。
11	教師等の引率者に係るキャンセル料等は対象になるか。	本事業は、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的にしていることから、教師等の引率者に係るキャンセル料等は補助の対象外になります。
12	補助金額はどのように決定されるか。	学校ごとに、キャンセル料等の補助対象経費総額と参加児童生徒数に12,060円を乗じた金額を比較し、低い方を当該学校分の補助金額としています。そして、学校ごとに補助金額を算出した金額(1,000円未満は切捨て)が最終的な学校設置者の補助金の確定額になります。
13	いつまでに旅行事業者等から請求されたキャンセル料等が対象になるか。	交付申請時に、旅行事業者等から請求された内容が確認できる書類を提出してもらうことから、交付申請時前までに請求されたものが対象になります。

学校保健特別対策事業費補助金(修学旅行のキャンセル料等支援事業)Q&A

No.	質 問	回 答
14	修学旅行の中止に伴うキャンセル料だけでなく、延期した場合の追加的費用も補助の対象になるか。	修学旅行の延期に伴う追加的費用も補助の対象になります。ただし、延期した修学旅行を再延期する場合、再延期に係る追加的費用は補助の対象外になります。
15	修学旅行の延期に伴い、行き先を変更し場合に発生する追加的費用についても補助の対象になるか。	上限額内の範囲であれば対象になります。
16	具体的にどのような経費が補助対象になるか。	修学旅行の中止や延期により発生する諸費用(企画料や旅行のキャンセル料、繁忙期へ延期したことに伴う列車の割り増し料金など)のうち、保護者が通例負担するものであれば、対象経費になります。ただし、旅行キャンセル保険料など中止や延期により発生する費用でないものについては、補助の対象外になります。
17	交付申請書の提出締切後にキャンセル料等を請求された場合は、どうなるか。	補助の対象外になります。
18	事業計画書の修学旅行先はどこまで記載すればよいか。	国内の場合は、都道府県名まで記載ください。市町村名までは不要です。 海外の場合は、国又は地域名まで記載ください。